

第2 大規模建築物

1 適用の範囲

本項の内容については、高さが31m以下の建築物で、建築基準法施行令第147条の2の各号に掲げる建築物に対して適用するものであること。

2 指導の原則

本項は関係法令で定める規定（本審査基準に定める基準を含む。）によるほか、大規模建築物の特異性により、火災拡大防止、避難の安全確保、消防活動の容易性の確保等を図るため指導するものであること。

3 火災拡大防止対策

第4節. 第1. 4. (1) (ア ((イ)から(ウ)まで)、イ ((ア)を除く。)、ウ ((エ)から(ク)まで)、エ及びオに限る。)、(2)及び(3)によること。

4 避難施設

第4節. 第4並びに第4節. 第1. 5. (1)及び(2) (アからクまで及びコ(ウ))によること。

5 消防活動上必要な施設

第4節. 第1. 6. (1)、(3) (アを除く。) 及び(6)によるほか、大規模建築物の消防活動を迅速かつ容易性を高めるため、避難階段の階段室には消防活動上必要な設備を集約して設置すること。◆